

松江市立幼稚園及び松江市立認定こども園における通園バスの運行に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則ほか3規則をここに公布する。

令和7年6月30日

松江市長

上 走 昭 仁

松江市規則第48号

松江市立幼稚園及び松江市立認定こども園における通園バスの運行に関  
する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市規則第49号

松江市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

松江市規則第50号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

松江市規則第51号

松江市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

松江市立幼稚園及び松江市立認定こども園における通園バスの運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市立幼稚園及び松江市立認定こども園における通園バスの運行に関する条例施行規則（令和元年松江市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(納入通知)</p> <p>第 3 条 使用料の納入通知は、<u>松江市財務規則(平成 17 年松江市規則第 47 号)第 20 条の 2 第 2 項ただし書の規定により、口頭、掲示その他の方法によるものとする。</u></p> <p>(督促)</p> <p>第 4 条 条例第 7 条の規定により使用料の督促を行う場合の納付期限の指定については、<u>松江市保育料条例(平成 27 年松江市条例第 10 号)第 7 条第 2 項の例による。</u></p>	<p>(納入通知)</p> <p>第 3 条 使用料の納入通知は、<u>松江市保育料条例施行規則(平成 17 年松江市規則第 15 号。以下「保育料規則」という。)第 5 条に規定する納入通知書によるものとする。</u></p> <p>(督促)</p> <p>第 4 条 条例第 7 条の規定による使用料の督促は、<u>保育料規則第 8 条に規定する督促状により行うものとする</u></p> <p>_____。</p> <p>2 <u>条例第 7 条の規定により使用料の督促を行う場合の納付期限の指定については、松江市保育料条例(平成 27 年松江市条例第 10 号)第 7 条第 2 項の例による。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 松江市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

松江市介護保険条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 142 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第 9 号 <u>別紙のとおり</u>	様式第 9 号 <u>別紙のとおり</u>

### 介護保険負担限度額認定申請書

(あて先) 松江市長

下記のとおり食費・居住費に係る負担限度額認定の申請をするとともに、私及び世帯員の市町村民税課税状況について税担当課の資料により調査されることに同意します。

年 月 日

		個人番号	
フリガナ 被保険者氏名		保険者番号	
		被保険者番号	
生年月日	年 月 日		
住 所	〒 電話番号		
介護保険施設の所在地及び名称 (※)	〒 電話番号		
入所(院)年月日 (※)	年 月 日		

※ 介護保険施設に入所(院)しない場合には、記入は不要です。

#### 市記入欄

交付年月日	備 考	
年 月 日	所得区分等の状況	
適用年月日	決定情報	( 承認する ・ しない )
年 月 日 から	負担限度額	(食費：施設) (食費：短期入所) (ユニット型個室) (ユニット型個室的多床室) (従来型個室：特養等) (従来型個室：老健・医療院等) (多床室：特養等) (多床室：老健・医療院等)
有効期限	その他状況	
年 月 日 まで		

(裏)

配偶者の有無		有 ・ 無		左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。	
配偶者に関する事項	フリガナ				
	氏名				
	生年月日			個人番号	
	住所	〒 連絡先			
	本年1月1日現在の住所 (現住所と異なる場合)	〒			
課税状況	市町村民税 課税		・ 非課税		

私の収入、預貯金等に関する状況は下記のとおりです。

収入、預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者であり、かつ、預貯金等の額 1,000 万円 (夫婦は 2,000 万円) 以下				
	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金等収入額の合計額が	<input type="checkbox"/>	年額 80 万 9 千円以下、かつ、預貯金等の額 650 万円 (夫婦は 1,650 万円) 以下 (申請者が 40 歳以上 64 歳以下の場合、預貯金等の額 1,000 万円 (夫婦は 2,000 万円) 以下)			
		<input type="checkbox"/>	年額 80 万 9 千円を超え、120 万円以下、かつ、預貯金等の額 550 万円 (夫婦は 1,550 万円) 以下 (申請者が 40 歳以上 64 歳以下の場合、預貯金等の額 1,000 万円 (夫婦は 2,000 万円) 以下)			
		<input type="checkbox"/>	年額 120 万円を超え、かつ、預貯金等の額 500 万円 (夫婦は 1,500 万円) 以下 (申請者が 40 歳以上 64 歳以下の場合、預貯金等の額 1,000 万円 (夫婦は 2,000 万円) 以下)			
	年金に関する申告	受給している全ての年金の保険者に○してください (日本年金機構 ・ 地方公務員共済 ・ 国家公務員共済 ・ 私学共済)				
		受給している非課税年金等に○してください (遺族年金 (寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む) ・ 障害年金)				
	預貯金等の内訳	預貯金、有価証券等の金額の合計は基準額以下です。 ※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり				
	預貯金額	円	有価証券 (評価概算額)	円	その他 (現金・負債を含む) ( ) ※ 円	

※内容を記入してください

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写し (銀行名・口座番号・名義人等が記載してあるページと提出日からさかのぼって 2 か月分の記載ページ) を添付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第 22 条第 1 項の規定に基づき、支給された額及び最大 2 倍の加算金を返還していただくことがあります。

様式第9号(第15条関係)

(表)

介護保険負担限度額認定申請書

(あて先)松江市長

上記のとおり食費・居住費に係る負担限度額認定の申請をするとともに、私及び世帯員の市町村民税課税状況について税担当課の資料により調査されることに同意します。

年 月 日

		個人番号	
フリガナ 被保険者氏名		保険者番号	
		被保険者番号	
生年月日	年 月 日		
住 所	〒 電話番号		
介護保険施設の所在地及び名称(※)	〒 電話番号		
入所(院) 年月日(※)	年 月 日		

※ 介護保険施設に入所(院)しない場合には、記入は不要です。

市記入欄

交付年月日	備考	
年 月 日	所得区分等の状況	
適用年月日	決定情報	( 承認する ・ しない )
年 月 日 から	負担限度額	(食費：施設) (食費：短期入所) (ユニット型個室) (ユニット型個室的多床室) (従来型個室：特養等) (従来型個室：老健・療養等) (多床室：特養等) (多床室：老健：療養等)
有効期限	その他状況	
年 月 日 まで		

(裏)

配偶者の有無	有 ・ 無			左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。	
配偶者に関する事項	フリガナ氏名				
	生年月日		個人番号		
	住所	〒 連絡先			
	本年1月1日現在の住所 (現住所と異なる場合)	〒			
	課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税			

私の収入、預貯金等に関する状況は、次のとおりです。

収入、預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者であり、かつ、預貯金等の額1,000万円(夫婦は2,000万円)以下				
	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金等収入額の合計額が	年額80万円以下、かつ、預貯金等の額650万円(夫婦は1,650万円)以下 (申請者が40歳以上64歳以下の場合、預貯金等の額1,000万円(夫婦は2,000万円)以下)				
		年額80万円を超え、120万円以下、かつ、預貯金等の額550万円(夫婦は1,550万円)以下 (申請者が40歳以上64歳以下の場合、預貯金等の額1,000万円(夫婦は2,000万円)以下)				
		年額120万円を超え、かつ、預貯金等の額500万円(夫婦は1,500万円)以下 (申請者が40歳以上64歳以下の場合、預貯金等の額1,000万円(夫婦は2,000万円)以下)				
	年金に関する申告	受給している全ての年金の保険者に○してください。 (日本年金機構 ・ 地方公務員共済 ・ 国家公務員共済 ・ 私学共済 ) 受給している非課税年金等に○してください (遺族年金(寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む。) ・ 障害年金)				
預貯金等の内訳	※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり。					
	預貯金額	円	有価証券 (評価概算額)	円	その他(現金・負債を含む。) ※ ( ) 円	

※内容を記入してください。

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

附 則

この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（平成 17 年松江市規則第 234 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(特定建築物の定期報告)		(特定建築物の定期報告)	
第 9 条 略		第 9 条 略	
2 略		2 略	
<p><u>3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）第 2 の規定により法第 12 条第 1 項に規定する調査及び同条第 2 項に規定する点検に付加する項目、方法及び結果の判定基準は、次の表のとおりとする。</u></p>			
	調査項目	調査方法	判定基準
建築物の内 部	常時閉鎖した状態のある防火扉（各階の主たるものに限る。以下この表において「常閉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置及び照明器具、懸垂物等の状況	目視又は物品が放置されておることにより常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
	常時閉鎖した状態のある防火扉（各階の主たるものに限る。以下この表において「常閉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置及び照明器具、懸垂物等の状況	目視又は物品が放置されておることにより常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。

防火扉		より確認	いこと。
と		する。	
い			
う。)	扉、枠及び	目視等に	変形、損傷
	金物の劣化	より確認	若しくは
	並びに損傷	する。	著しい腐
	の状況		食により
			遮炎性能
			又は遮煙
			性能に支
			障がある
			こと。
	固定の状況	目視等に	常閉防火
		より確認	扉が開放
		する。	状態に固
			定されて
			いること。
	作動の状況	扉の閉鎖	防火区画
	(人の通行	時間をス	に用いる
	の用に供す	トップウ	防火設備
	る部分に設	オッチ等	等の構造
	けるものに	により測	方法を定
	限る。)	定し、扉の	める件(昭
		質量によ	和48年建
		り運動エ	設省告示
		ネルギー	第2563
		を確認す	号)第1第
		るととも	1号の規定
		に、必要	に適合し
		に応じて	ないこと。
		ツシユブ	
		ルゲージ	

			等により 閉鎖力を 測定する。 ただし、3 年以内に 実施した 点検の記 録がある 場合に あつては、 当該記録 により確 認すること をもって 足りる。	
居室の換気	換気設備の	各階の主換気設備	作動の状況	必要な換気が作動しないこと。 動作を確認する。
	換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。	
避難階段等	特別避難階段	階段室又は付室（政令第123条第3項第1号に規定する付室をい	各階の主換気設備	排煙設備が作動しないこと。 動作を確認する。

		う。)の排煙設備の作動の状況		
排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動状況	各階の主な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	排煙設備	排煙設備の作動状況	各階の主な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
その他設備等	非常用のエレベーター	昇降路又は乗降ロビー(政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーをいう。)の排煙設備の作動の状況	各階の主な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
		照明の妨げとなる物品	目視等により確認	照明の妨げとなる

		の放置の状する。 況	物品が放 置されて いること。
4～6 略		3～5 略	

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

## 松江市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

松江市消防職員委員会に関する規則（平成 17 年松江市規則第 267 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(委員会の会議及び議事等) 第 9 条 委員会の会議は、毎年度_____1 回 <u>以上</u> 開催する <u>ものとする</u> _____。 2～6 略	(委員会の会議及び議事等) 第 9 条 委員会の会議は、毎年度 <u>の前半に</u> 1 回____開催する <u>ことを常例とする</u> とも <u>に、必要に応じ、開催する。</u> 2～6 略

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。